

新潟市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第36号

新潟市医療法施行細則の一部を改正する規則

新潟市医療法施行細則（平成12年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（オンライン診療受診施設の設置届出の様式）

第5条の2 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出は、別に定める様式によるものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

（オンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出の様式）

第8条の2 政令第4条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出は、別に定める様式によるものとする。

第9条の見出し中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同条第1号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同条第2号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同条第3号中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。